



募集

エコプラザ西東京事務嘱託員

環境講座などエコプラザ西東京で行われる市主催事業の企画・運営、施設の運営管理[※]

- 資格・人数 次の全てに該当する方・1人
- ①環境・ごみ問題に関心のある方 ②パソコンの基本操作ができる方 ③土・日曜日および不規則勤務の可能な方
- 期間 6月1日～平成28年3月31日(更新あり)
- 報酬 時給1,340円
- 勤務時間 午前8時30分～午後5時30分のうち6時間・週5日以内。土・日曜日勤務あり
- 選考方法 1次：書類審査 2次：面接(5月18日(月)予定) ※1次選考通過者のみ
- 募集要項 5月1日(金)～12日(火)に、環境保全課(エコプラザ西東京)で配布 ※市HPからもダウンロード可
- 申 5月12日(火)(必着)までに、所定の履歴書に写真を貼付し、下記へ
- ◆環境保全課 (☎042-438-4042)

社会教育委員

教育委員会の要請に応じ意見を述べること、審議事項に伴う調査研究活動、各種研修会への参加[※]

- 資格・人数 市内在住・在勤・在学の20歳以上の方(4月1日現在)で、市内で文化・学習などの社会教育活動を行っている方・2人
- ※ほかの付属機関委員との兼任は不可
- 任期 7月1日～平成29年6月30日
- 会議数 月1回2時間程度 ※平日午後開催予定
- 報酬 月額2万9,000円

□選考方法 「地域づくりにおける社会教育の役割について」をテーマにした作文(800字程度)

- 申 5月1日(金)～15日(金)(必着)に、作文と任意様式に住所・氏名(ふりがな)・生年月日・性別・職業・電話番号・社会教育活動歴を明記し、〒202-8555市役所社会教育課へ郵送または持参
- ◆社会教育課係 (☎042-438-4079)

学童クラブ指導嘱託員(平成27年度採用)

- 内 小学校などに就学している児童に対する、遊びを通じた健全育成
- 人数 1人
- 試験日・方法 5月17日(日)・面接
- 募集案内 5月11日(月)まで、児童青少年課(田無庁舎1階)で配布 ※市HPからもダウンロード可
- 申 5月8日(金)(消印有効)までに、〒188-8666市役所児童青少年課へ郵送、または5月11日(月)までに持参
- ※資格など詳細は、募集案内でご確認ください。
- ◆児童青少年課係 (☎042-460-9843)

被保護者就労支援相談員(6月採用・嘱託員)

- 人数 1人
- 試験日・方法 5月23日(土)・面接
- 募集案内 5月19日(火)まで、生活福祉課(両庁舎1階)で配布 ※市HPからもダウンロード可
- 申込期限 5月19日(火)午後5時
- ※資格・職務内容など詳細は、募集案内をご覧ください。
- ◆生活福祉課係 (☎042-438-4025)

その他

寄附

市政へのご協力をいただき、誠にありがとうございました。
 ＊日本墨アート協会西東京市実行委員会 様(100万円)
 ◆秘書広報課係 (☎042-460-9803)

中学生の職場体験にご協力を

市教育委員会では、市立中学校の生徒が職場体験を通じて、働くことの意味・楽しさを実感したり、社会の一員としての自覚を高めたりするなど、自分の生き方を見つけられるように支援しています。

職員の服装の軽装化

省エネ対策の一環として5～10月の間、クールビズを実施します。市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
 ◆職員課係 (☎042-460-9813)

対象を市立中学校の第2学年として、6月10日～10月29日に各校3日間ずつの実施を予定しています。

各校から問い合わせがあった際は、支障のない範囲でご協力をお願いします。また、この活動にご協力いただける事業所がありましたら、下記へご連絡ください。
 ◆教育指導課係 (☎042-438-4075)

教育委員会委員長などの就任

3月30日の市議会で同意され、森本寛子氏が教育委員として就任しました。任期は3月31日～平成31年3月30日です。
 また、3月31日に開催された教育

委員会臨時会において、竹尾格氏が委員長に任命されました。任期は3月31日～平成28年3月30日です。
 ◆教育企画課係 (☎042-438-4070)

傍聴 審議会など

■個人情報保護審議会
 時 5月11日(月)午前10時
 場 田無庁舎3階
 内 個人情報保護制度[※]
 定 5人
 ◆総務法規課係 (☎042-460-9811)

■文化財保護審議会
 時 5月15日(金)午前10時～正午
 場 保谷庁舎3階
 内 西東京市の文化財保護
 定 5人
 ◆社会教育課係 (☎042-438-4079)

■図書館協議会
 時 5月14日(水)午後3時～5時
 場 中央図書館
 内 平成27年度図書館事業計画[※]
 定 2人
 ◆中央図書館 (☎042-465-0823)

■子ども子育て審議会専門部会
 時 5月18日(月)午後7時～9時
 場 田無庁舎5階
 内 利用者負担[※]
 定 8人
 ◆子育て支援課係 (☎042-460-9841)

平成27年度は固定資産税・都市計画税の評価替えの年です

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税は、毎年1月1日に土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納付する税金(地方税)です。

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるため、市町村が任意で課税することができる目的税です。

評価替えとは

評価替えは、固定資産税・都市計画税において、3年に一度土地と家屋の評価額を見直す制度です。

土地

土地の評価額は、平成6年度の評価替えから地価公示価格の7割をめぐりに算出することとなっています。

●税負担の調整措置

平成9年度の評価替えから、新年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合(負担水準)に応じて、新年度の課税標準額を求める措置が講じられています。(表1参照)

●平成27年度税制改正点

固定資産税(土地)の負担調整措置について、現行の仕組みを3年間延長することになりました。

●平成28・29年度の価格の修正

地価が下落している地域については、平成28・29年度において平成27年度の価格を下落修正していくこととなります。その際の判断基準とされる地価動向の指標は、東京都地価調査価格(東京都基準地価格)の結果および不動産鑑定士による調査結果を活用していく予定です。

家屋

家屋の評価額は、固定資産評価基準を基に算出されますが、この固定資産評価基準は、評価替えの際に建築資材の価格の変動や工法の変化などを価格に反映させて改正されます。

平成26年1月1日以前の建築家屋(在来分家屋)については改正された評価基準によって評価額が見直され、これによって求めた評価額と前年度の評価額を比べて、いずれか低い方が平成27年度の評価額(課税標準額)になります。そのため、前年度の評価額のまま据え置かれる場合と、それを下回った評価額となる場合のいずれかとなります。

固定資産税・都市計画税の税率

固定資産税の税率は、平成27年度以降も引き続き標準税率(100分の1.4)を適用します。

都市計画税の税率は、制限税率である100分の0.3の範囲内で市町村が設定することが可能ですが、平成26年9月の定例市議会で都市計画税条例の一部改正が議決され、平成27年度から100分の0.25に下方修正となりました。

固定資産税路線価を公開

平成27年度の固定資産税の全路線価が掲載された路線価図を情報公開コーナー(両庁舎1階)で公開しています。

□不服がある場合

固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合には、納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して60日以内に、固定資産評価審査委員会に対して審査の申し出をすることができます。

◆資産課税係

土地係 (☎042-460-9829)
 家屋償却資産係 (☎042-460-9830)

表1 課税標準額の算出方法

区分	負担水準	平成27年度課税標準額
住宅用地・市街化区域農地	100%以上	平成27年度評価額×住宅用地等特例率(表2参照) ※この計算式で算出した額を「本則課税標準額」と言います。
	100%未満	平成26年度課税標準額+(本則課税標準額×5%) ※上記当該額の上限を本則課税標準額、下限を本則課税標準額×20%とします。
商業地 [※]	70%超	平成27年度評価額×70%
	70%以下 60%以上	平成26年度課税標準額を据え置き
	60%未満	平成26年度課税標準額+(平成27年度評価額×5%) ※上記当該額の上限を平成27年度評価額×60%、下限を平成27年度評価額×20%とします。

表2 住宅用地等特例率

	小規模住宅用地	一般住宅用地	市街化区域農地
固定資産税	6分の1	3分の1	3分の1
都市計画税	3分の1	3分の2	3分の2